

京都府食の安心・安全推進条例に基づく「京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)に対する
意見募集結果

1 募集期間 平成27年10月5日(月)から平成27年10月30日(金)まで

2 御意見提出件数 27件(48項目)

3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
全般	<p>条例も行動計画も「食の安心・安全」と、安全より安心を先に表記するのは基本姿勢としておかしい。 行政はまず安全を確保する施策を実行すべきで、その先に府民の安心がある。</p>	<p>「安心・安全」は情緒的なものを優先させることを意味するのではなく、「安心」と「安全」が不可分のものであることを意味するものです。 今後とも安全を確保する施策を確実に実施し、そのことにより府民の皆さんに食の安心を実感していただくことを目標に取り組みます。</p>	1
	<p>人々が安心して食事が出来るようにして欲しいと思います。</p>	<p>今後とも、食品の生産から消費までの各段階にかかる施策を実施し、府民の皆さんにも正しく情報提供することで、安心して食事をしていただけるように努めます。</p>	2
	<p>次期行動計画の目標については、現計画以上の目標を掲げられ、新たな取り組みに対する目標も掲げられていますが、はたして可能なのか。 可能にしていけば、人だと思うので、携わる人の育成と確保が最も重要と考えます。</p>	<p>限られた人員の中で効率的に施策を行うため、担当職員のスキルアップ、技能伝承等により、人材育成・確保を進めます。 併せて、食品表示の監視や身近な人への食に関する情報提供を行う食の安心・安全協働サポーターなど、府民の方からも協力をいただきながら進めます。</p>	3
	<p>監視・指導・検査の強化と安心・安全の基盤づくりへの強化がこれからの時代の食生活を守るためには大切と考えます。</p>	<p>この2つの取組の柱は現行計画から継続するものですが、「食」を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、適宜内容の見直しや強化等を行いながら取り組んでいきたいと考えています。</p>	4
	<p>環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が大筋合意しました。 食のグローバル化が一層すすむなかで、食料自給率の低下への不安、また、食料の海外依存の加速によって、食品添加物、栄養成長剤、残留農薬、ポストハーベスト、遺伝子組み換え食品の表示など、食の安全への不安についても懸念されます。 第1章 食を取り巻く現状及び課題で、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が大筋合意したことについての課題について明記してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1章に記載します。 TPP協定の大筋合意を受けて、政府は、「食品の安全に関する制度変更が必要となる規定は設けていない。」と発表しており、京都府としては、引き続き食品関連事業者や消費者への情報発信、情報共有に努めます。 【第1章-1-(1)】</p>	5
	<p>行動計画の策定は今回が第4次となりますが、第1次～第3次までの策定当時の食の安心・安全に関する社会状況と各計画の設定課題との関連、そしてその到達評価について、書き加えていただくと理解が進むと思います。</p>	<p>今までの行動計画に基づく実施状況については、毎年2回程度食の安心・安全審議会に報告すると共に、京都府のHPに掲載していますので、そちらをご覧ください。</p>	6
第1章 現状及び課題	<p>「食品中の放射性物質に対する不安は、流通食品や府内産農林水産物の検査やリスクコミュニケーションにより、落ち着いてきている。」とされていますが、何に基づいてそう判断されているのか、との疑問を感じました。</p>	<p>原発事故から4年半が経過し、検査で放射性物質が検出されることは大きく減少し、基準値を超過する食品は、東日本産の山菜や野生動物、水産物などわずかな品目であり、府内産農林水産物は当初から全て不検出という結果です。 また、府民からの食品の放射性物質検査に関する問合せや、放射性物質に関する説明会の要望等もかなり少なくなっています。 これらのことから、食品中の放射性物質に対する不安は落ち着いてきていると考えています。 しかしながら、依然として食品中の放射性物質について不安に感じている方々もおられることから、検査を継続し、情報提供に努めます。</p>	7
	<p>この間TPP交渉が合意に達したことにより、今後一層輸入食品が多く店頭に並ぶことが想定されます。 表示問題・残留農薬等の問題・遺伝子組み換え農産物の問題が増加することが懸念されます。 実際に輸入量が増加するのはまだ先ですが、今季中に必要な情報の収集と担当部署の検査能力向上が不可欠と考えます。 課題の1つに追加されることを求めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1章に記載します。 国の協力も得ながら、TPP等の情報や我が国における食料需給動向等の把握に努め、今後とも必要な検査検査をまいります。 【第1章-1-(1)】</p>	8

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
	<p>消費者団体が行う府民が食に関する正しい知識を身につけるリスクコミュニケーション等の取り組みについて、府の積極的な支援を求めます。</p>	<p>今後とも、「食」に関する様々なテーマについて、リスクコミュニケーションを開催していく予定です。 開催にあたっては、府民の声を反映したリスクコミュニケーションとするため、消費者団体等とも連携しながら取り組んでいきます。 また、消費者団体等からの要望には、できるだけ出前語らいなどで対応します。</p>	9
	<p>「食の安心・安全府民大学(仮称)の開講」については、食の安全に関するすべての分野がカバーされるように希望します。 また、開講にあたっては福知山・亀岡・京田辺など京都市以外にある大学との連携を積極的に進め、地域での消費者教育の一環としても重視して頂きたい。</p>	<p>開講にあたっては、府内一円の大学と連携するとともに、インターネット上での受講を可能とする等、多くの府民が受講できるよう配慮します。</p>	10
	<p>食品表示法の施行に伴い、食品事業者・販売者への講習を強化して下さい。 府内の事業者は規模の小さな事業者も多く、事業者にとって適切に対応して頂くためにも、必要な援助を求めます。 同時に、消費者に対しても規模の大小に拘らず各種の講習会を府内すべての市町村で開催し、正しく理解されることを望みます。</p>	<p>「事業者向け食品表示講習会」の開催等により、食品関連事業者に対する食品表示法の普及に努めるとともに、事業者からの表示相談に丁寧に対応し、小規模な事業者の食品表示法への対応を支援します。 消費者に対しては、「食品表示法や機能性表示食品等に関する講習会」を府内各地で開催し、食品表示を正しく活用し豊かな食生活を送ることができるよう支援します。</p>	11
	<p>府や府内事業者の食の安全への取組・施策についての情報提供の一層の充実に加え、府職員が気軽に çıkかけて府の取組・施策について説明、意見交換する「出前語らい」等の取組の一層の充実を求めます。</p>	<p>府民の皆さんに直接説明することは、理解が深まるとともに、私たちにとっても有意義なことです。 府民の皆さんからご要望があれば、出来るだけ出向かせていただきたいと思います。</p>	12
	<p>TPPIについては広範な分野にわたっており、消費者には情報が十分に伝わっていません。そのことで、食の安全について不安を抱いている消費者もいます。京都府においても府民にとってどのような影響があるのか説明会等を開催し情報提供してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3章に記載します。 【第3章-1-(3)】</p>	13
	<p>リスクコミュニケーションは信頼感を高めることにもつながります。 リスクコミュニケーションの実施にあたっては、様々な知見レベルの消費者が存在していることも踏まえ、手法について工夫しながら、それぞれの消費者グループの特性をふまえた内容としていくことが必要と考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、リスクコミュニケーションにあたっては、消費者グループとの事前打ち合わせ等を行い、開催方法を工夫します。</p>	14
	<p>大学生協食堂では、「組合員ひとり一人の『食の自立』～何を、どれだけ、食べたらよいかを自分で判断し、実行できること」をめざしています。 大学生協が実施している「食生活相談会」等と連携した取組等、学生の健全な食生活実現への支援についてもご検討ください。</p>	<p>大学時代は、就職等を前にした社会的自立の前の重要な時期であり、「食」を学ぶ重要な時期であると考えています。 そのため、小中学校を中心に派遣をしていたきょうと食いく先生を大学へ派遣するように改正したり、大学生の食に関する取組に対して食育のたね交付金の対象としています。</p>	15
第3章-1 伝え共に考える	<p>府民が食の安心・安全についての正確な知識を身につけて、理解を深め、正しく行動できるような状況を育むことを目的に開講される「食の安心・安全府民大学(仮称)」については、自立した消費者を育む消費者教育の側面も重視してください。 また、専門家による講義に加え、身近な暮らしの現場で実践されている生の声が生かされる内容となることについてもご検討ください。</p>	<p>食の安心・安全府民大学(仮称)は、食に関するできるだけ正しい情報や伝統的な調理や食事をお伝えすることで、府民のみなさんがご自身の判断で食を選び、調理し、食することができるようになっていただくことを目的にしたいと考えています。 この取組には、各地域で尽力されている食いく先生の参画もいただきながら進めたいと考えています。</p>	16

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
	機能性表示食品については、機能性の科学的根拠が脆弱であるといった意見もあり、消費者の中には様々な受けとめがあります。 「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」の保健機能食品についての学習会の開催や生産者・事業者との意見交換会等の機会をご検討ください。	機能性表示食品をはじめとした保健機能食品については、府民の健康増進のため、バランスのとれた食生活を補完するものとして、正しく選択したり、上手に利用できるよう、正しい知識の普及や情報提供等に取り組んで参ります。 また、生産者、事業者に対しても、引き続き意見交換会等の機会を設けて参ります。	17
	若い世代へのアプローチは積極的に進めたいと思います。 食生活だけではなく、生活スタイルも含めて提案していただきたいです。 例えば“朝活”を進めれば自ずと朝食が摂れるように思います。	若い世代の朝食欠食率が最も高い傾向にあるため、生活スタイルも含めた啓発活動は当然ながら、大学、企業等の食堂において朝食を提供する仕組みの構築を働きかけるなど積極的に取り組んでまいります。	18
	高齢者の低栄養についても何らかの啓発がされればと思います。	京都府では、高齢者福祉施設での地元産農林水産物の提供を推進する制度に取組み、多くの施設に取り組んでいただいています。 家庭や独居の高齢者に対しても健全な食事の重要性をお伝えするように取り組んでまいります。	19
	食品添加物や遺伝子組換え等の消費者からの関心が高いテーマについて、学習会等を積極的に開催してほしい。	消費者や消費者団体等の意向を聴きながら、府民の関心に応じたテーマでリスクコミュニケーションを開催します。	20
	「食の安全への取組み・施策を効果的にしっかり伝える」とあるが、ホームページ等に掲載するだけでは、食に関する意識が低い人は見ない。 特に若い世代へ働きかけるため、ツイッターやフェイスブック等のSNSを用いる等、あらゆる手段での情報提供を行ってほしい。	関心のある人しか情報にアクセスしないホームページと比べて、SNSは多くの府民が受動的に情報にアクセスすることになるという大きな利点があります。 今後は若年層に対する情報発信にSNS等を活用しながら、世代に応じた広報媒体により積極的に情報発信を行ってまいります。	21
	食の安心・安全府民大学(仮称)の開講にあたっては、府民が主体的に参加しようと思えるような意識づけ(無関心層へのアプローチ)が必要。 講義では、講師や受講者等の参加者全員がネットワークを通じて意見を共有できるような仕組みを作ってはどうか。	ご意見を踏まえ、府民へのお知らせ方法や開催方法を検討します。	22
	リスクコミュニケーションや意見交換会等で出された府民の意見は、府の施策にどのような形で活かされているのか	府民の皆さまからの意見やアンケート結果は、取りまとめて、府の施策検討の参考とさせていただきます。 また、開催概要はホームページ等にも掲載し、府民の皆様にも情報提供しています。	23
	機能性表示食品をはじめとする健康食品の正しい利用方法の啓発に努めて欲しい。	機能性表示食品をはじめとした保健機能食品については、府民の健康増進のため、バランスのとれた食生活を補完するものとして、正しく選択したり、上手に利用できるよう、正しい知識の普及や情報提供等に取り組んで参ります。	24
第3章-2 もてなす	京都は学生の多い「大学の街」だが、2本目の柱「もてなす」の中に外国人留学生へのサポートを盛り込んではどうか。	ご意見を踏まえ、行動計画本文の中に「外国人留学生へのサポート」を盛り込みます。 【第3章-2-冒頭】	25
	外国人は、オーガニック・有機栽培への興味が高い。 これらの農産物についてもアピールしてはどうか。	国内外に向けた正確な情報発信を行うこととしており、具体的な内容は今後検討します。	26
	原発事故から4年が経過するが、消費者は依然として放射性物質への不安を感じており、国の基準値に納得していない人もいます。 今後も厳しい検査を実施し、結果を公開してほしい。	食品の放射性物質検査は、西日本ではトップクラスの取組を行っていますが、依然として不安を感じている方がおられること等に配慮し、検査は継続します。	27
	店頭販売されている惣菜や外食店での料理等、食品表示の義務がない食品の安全性が気になる。	これまでからスーパー等小売店や飲食店等に対しても、加工食品製造施設と同様に施設立入等の監視・指導を実施しており、今後も引き続き衛生的な取扱いについて監視・指導を実施します。	28

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
第3章-3 目を光らせる	<p>京都府が行う農産物の残留農薬検査は、取去から検査結果が判明するのが1週間以上かかっているのが実情である。基準値を超える食品が流通しないようにするため、迅速に残留農薬検査の結果が出せる検査技術の開発と検査体制の整備にも注力いただきたい。</p>	<p>食品衛生法に基づく残留農薬の検査については、国が定める検査法(公定法)により実施しているところであり、迅速に結果判定が行える検査技術の開発を、引き続き国に要望していきます。</p>	29
	<p>残留農薬検査において基準値超過事案の公表の際に、例えば「成人が毎日〇〇グラムを一生食べ続けても人体への影響はない」等の表現がされるが、人体への影響が無いのなら、公表のあり方を検討いただきたい。</p>	<p>基準超過などの違反により回収命令等の行政処分を行った食品が家庭にある場合など、消費者が喫食しないよう呼びかけるため当該事案を公表していますが、健康被害に対する不安など消費者が混乱を招かないよう、人体への影響がないなどのコメントを添えて公表しています。</p>	30
	<p>一消費者として、鳥インフルエンザの感染防止を徹底して欲しいと思います。</p>	<p>鳥インフルエンザの原因となる鳥インフルエンザウイルスは、北方からの渡り鳥が運ぶと言われており、京都府では、国内外での発生情報を鶏やあひるなど家きん飼養者に情報提供して、注意喚起に努めています。また、鶏等家きんの小規模飼養者の方に年に1回巡回して、予防対策を徹底するとともに養鶏場で定期的な抗体検査を行い、ウイルスの侵入が無いよう監視を行っています。</p>	31
	<p>放射性物質検査の基準が緩すぎます。独自に厳しい基準で対応をお願いします。</p>	<p>現行の放射性物質の基準値は、国において専門家の意見も踏まえ、科学的な根拠に基づき設定されたものであり、適切ものであると考えています。今後もこの基準値を超えるものがないか、しっかりと検査します。</p>	32
	<p>加工品やレストラン、店頭販売物には産地表示がきちんとなされていません。遺伝子組換え食品表示も不十分です。国の法律にはなくても、世界に注目される京都では是非、世界に誇る表示制度を設けてください。</p>	<p>食品表示法等では、飲食店やスーパーの店内で加工された食品には、産地等の表示は義務づけられていませんが、積極的に表示を行っている事業者もあります。京都府として、食品表示法等がしっかりと守られるよう、講習会の開催等により事業者の啓発に努めます。また、TPP大筋合意を受けて国において国において加工食品の原料原産地表示拡大が検討されており、その動きも注視してまいります。</p>	33
	<p>「いわゆる健康食品」等の販売広告や店舗の監視は元より、効能効果を標榜するなど、医薬品医療機器等法違反が疑われる不適正な広告を確認した場合の指導強化を要望します。また、適格消費者団体とも連携し広告の差し止め訴訟などへの協力を要請します。</p>	<p>京都府では医薬品医療機器等法に違反するような広告を確認した場合には指導を行っているところであり、今後も継続して監視指導等を実施していく予定です。また、京都府では適格消費者団体への情報提供等を行ってまいりましたが、今後も連携・支援を深めていきます。</p>	34
	<p>流通している食品を検査し、基準違反の食品が見つかったとしても、遅いのではないのでしょうか。新聞で基準違反の報道がされていますが、基準違反している食品は、世間に出まわる前に何とかしてほしいと思います。</p>	<p>食品衛生法第3条の規定にある「製造、販売する食品の安全性の確保は、食品等事業者に課せられた責務である。」という前提のもと、京都府としてそれらが遵守されているかのモニタリング検査として、流通品の検査を実施しているところです。基準を違反した食品が市場に出ないようするためにも、食品等事業者での安全性確保に対する取組強化について、これからも食品等事業者と協働して取り組むこととしております。</p>	35
	<p>食品の安全性のためには、流通される前に検査されるべき。同様に収去検査をしている他府県とも情報共有を図って計画していったほうが良いでしょうか。</p>	<p>また、京都府で検査実施しているものは、輸入品や東日本産の放射性物質検査等の特定品を除き、府内の事業者で生産、製造されたものを検体としています。府内で製造される食品に「目を光らせる」ことで、府内産食品の安全につなげていきたいと考えます。</p> <p>なお、検査項目については、他府県の検査状況を情報交換しながら計画に反映しており、今後も引き続き情報交換を行ってまいります。</p>	36
	<p>毒キノコの誤食による食中毒など、食品の取扱や肉の生食の危険性など家庭内等の食中毒予防推進のような取り組みの方が大事なのではないのでしょうか。</p>	<p>食中毒予防は、食品等事業者の取組だけではなく、消費者自らも取り組むことでより有効であると考えており、これまで、府民だより、ホームページ、出前語り講座等、あらゆる機会において、肉の生食の危険性、手洗いの励行、食品の取扱い等について啓発普及しているところです。引き続き、家庭における食中毒予防の必要性について啓発普及に取り組めます。</p>	37
<p>P.2で「食品中の放射性物質に対する不安は落ち着いてきている」としながら、流通食品の放射性物質検査の目標数値が減少していないのは何故ですか。単純に検査の回数や検体数だけでは不安は解消できないのではないのでしょうか。</p>	<p>依然として食品中の放射性物質について不安に感じている方々もおられることから、このような皆さんの意向を踏まえ検査を継続し、情報提供に努めるものです。</p> <p>さらに、検査を行うだけでなく、放射性物質に関するリスクコミュニケーションの開催等により府民に正確な情報を提供し、不安の解消に努めます。</p>	38	

項目	御意見の趣旨	府の考え方	
	<p>冷凍食品の検査では、国産の冷凍食品が販売店を占めており輸入食品が減少している中、輸入冷凍食品の検査を行う必要がありますか。</p> <p>広く流通している食品で検査のニーズがあるものを選定し、検査した食品については具体的な商品名等を公表してほしい。</p>	<p>輸入食品の検体数については、輸入食品の農薬混入事件等により不安がピークとなった時期よりと比べ減少していますが、輸入食品はまだ市場に多く出回り、それらに対する不安を感じておられる方もおられることから、引き続き検査をするものです。</p> <p>検査計画については、毎年度、食の安心・安全審議会や、消費者団体等のご意見をお聞きしながら作成しており、引き続き、国内産と輸入食品との検体数のバランス等を検討していきます。</p> <p>なお、商品名については、抽出して検査を行っていることから、具体的な商品名をあげて公表することで、本府が検査をしていない製品との区別化を生み出すことは検査の目的ではないことから、違反時のみ商品名等を公表し、回収等の措置を行うこととしています。</p>	39
	<p>府内の食品関連事業者を対象とした食品表示関係法令の講習会の開催が記載されていますが、目標数値が記載されていません。目標数値を決めてください。</p>	<p>事業者向け食品表示講習会の数値目標は、「伝え共に考える」で設定していますが、ご意見を踏まえ、「目を光らせる」の目標にも位置づけます。</p> <p>【第3章-3-(2)表】</p>	40
	<p>HACCPや信頼食品登録制度の普及にあたっては、食品事業者への過度の負担を強いるようなことがないように留意してほしい。</p>	<p>事業者への普及にあたっては、事業者の状況に応じて、きめ細かな支援、指導に努めます。</p>	41
	<p>GI(地理的表示保護制度)を活用し、京都府内産の食品の素晴らしさを積極的に発信してほしい。</p>	<p>京都府第1号として、8月31日に「京みず菜」が農業団体から申請されており、今後も、長い歴史に培われた特徴ある京の伝統野菜の中から「京のブランド産品」を中心に、生産者組織や農業団体等と連携して登録を推進し、京都産農林水産物のブランド力の更なる強化を目指します。</p>	42
	<p>安心・安全な農産物を作っている現場の支援に頑張ってください。</p>	<p>現場指導は各地域の農業改良普及センターを通じて行っており、今後とも引き続き京都こだわり農法やエコファーマー等安心・安全な農産物生産の取組拡大のための支援を行ってまいります。</p>	43
	<p>HACCPやハラール対応などは観光旅行者が多い京都には大変重要なことだと思う。</p> <p>しかし、ホテルなどでは対応出来るが、個人店などでは難しい部分がある。</p> <p>これらに対応するには費用がかかるため、京都府としての支援、補助などはあるか。</p>	<p>今後ますます進展すると考えられる食のグローバル化に対応するため、農林水産事業者から食品販売にいたるあらゆるフードチェーンのみならずに対して研修会の開催や情報提供などきめ細かな取組を進めていきます。</p>	44
	<p>食品表示指導者の設置やハラール対応等の新たに経費がかかることに関しては、国や府の援助をしてもらわなければ厳しい。</p>		45
第3章-4 支える	<p>「HACCP等の導入推進」に関して、府下の食品加工事業者の多くは、規模の比較的小さな事業者が多く、HACCP等の導入にあたっては、社員教育など特別な支援が必要と考えます。</p> <p>指導員の派遣など事業者の負担にならない処置が必要と考えます。</p>		46
	<p>京都府内の食品製造関連事業者は中小零細な規模のところが多く、HACCPシステムの導入の必要性について知識の習得機会を数多くつくっていくことが必要と考えられます。</p> <p>食品製造関連事業者を対象にした研修会等を業種別に開催することが必要ではないでしょうか。</p> <p>また、HACCPシステムについては、消費者の中ではあまり知られていないのが現状ではないかと考えます。</p> <p>消費者向けの学習会等の機会等を設け、HACCPシステムについての理解を広げるための啓発活動も必要と考えます。</p>	<p>HACCPの導入推進にあたっては、食品衛生監視員による丁寧で細やかな支援・指導が必要と考えております。事業者の規模に応じたHACCP導入が実現できるよう、研修、相談支援など具体的な支援を行っていくこととしています。</p> <p>また、消費者にもHACCPを理解していただくことが、HACCP導入の推進に繋がることから、消費者に対してもHACCPがどのようなもので消費者にとってどのようなメリットがあるかなど普及をしていくこととします。</p>	47
	<p>「信頼の京都の農林水産物・食品をつくる」に関して、今回の案では、生産者への支援は打ち出されていますが、消費者への啓発は極めて不十分です。</p> <p>消費者は府内産の食品について大きな信頼を寄せています。</p> <p>流通事業者任せにするのではなく、府としても積極的に情報発信を求めます。</p>	<p>第一の柱である「伝え共に考える」の中で、生産者の様々な取組について積極的に消費者への情報発信を行っていきます。</p>	48